

<p><b>ヒルズスパ会則</b></p>		
<b>第1章</b> 名称ならびに所在地		
<div><b>第1条</b> (名称)</div> <p>各館を総称して「ヒルズスパ」(以下「本スパ」といいます。)と称します。 アーク (東京都港区六本木1-3-40 アークタワーズウエスト所在) 愛宕 (東京都港区愛宕2-3-1 愛宕グリーンヒルズフォレストタワー所在) 元麻布 (東京都港区元麻布1-3-2 元麻布ヒルズフォレストテラスイースト所在) 六本木 (東京都港区六本木6-12-3 六本木ヒルズレジデンスC棟所在) 仙石山 (東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー所在) 虎ノ門 (東京都港区愛宕1-1-1 虎ノ門ヒルズレジデンシャルタワー所在)</p>		
<b>第2条</b> (所在地)		
<p>本スパの運営所在地は東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワーとします。</p>		
<b>第2章</b> 目的および経営主体と組織		
<div><b>第3条</b> (目的)</div> <p>本スパは、会員およびゲストの心身の健康の維持、向上に努める場にふさわしい施設を会員に提供することを目的とします。</p>		
<div><b>第4条</b> (経営主体と組織)</div> <p>本スパの施設およびこれに付帯する一切のものは、森ビル株式会社(以下「スパ所有者」といいます。)が所有または賃貸し、スパ所有者は本スパの経営、組織運営を、株式会社森ビルホスピタリティコーポレーション(以下「運営者」といいます。)に委託します。</p>		
<b>第3章</b> スパ会則と諸規定		
<div><b>第5条</b> (スパ会則)</div> <div><b>第1項</b></div> <p>運営者は、本スパのすべての会員または入会申請者が本スパを利用し、または本スパに入会する上で守るべき規則として、本会則、細則および利用規則(以下、これらを総称して「本スパ会則」といいます。)を定めます。</p> <div><b>第2項</b></div> <p>運営者は、本スパ会則の他にも必要に応じて諸々の規定または規則(以下、これらの規定または規則を「諸規定」といいます。)を定めます。</p> <div><b>第3項</b></div> <p>運営者は、会員の一般の利益に適合するとき、または、その変更が会員の利用目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものであるときは、本スパ会則または諸規定を変更することができます。</p> <div><b>第4項</b></div> <p>運営者は、本スパ会則または諸規定を変更する場合、変更日を定めううえで、予め会員に対し当該変更日および変更内容を本スパ施設内の所定場所への掲示等の方法により周知するものとします。</p> <div><b>第5項</b></div> <p>運営者は、諸規定を新たに定める場合も前二項の定めに従います。</p>		
<b>第4章</b> 会員		
<div><b>第6条</b> (会員資格)</div> <div><b>第1項</b></div> <p>会員とは、会員の種別に応じて本スパ会則に定める年齢以上の個人または日本で登記された法人、日本法上の組合もしくは権利能力なき社团(以下「法人」といいます。)のうち、暴力団その他反社会的勢力もしくはその関係者でないと運営者が認めた個人または法人であり、会員として運営者が不適当と認める事由のない方、スパ所有者、運営者、現会員の招聘に基づき、細則に定める入会手続きを完了した方、および本条第4項⑥に基づき会員資格を有する方をいいます。</p> <div><b>第2項</b></div> <p>本スパの入会に関する審査は、入会申請者の資質、社会的な評価ならびに経済面での安定性等がその対象となり、個人あるいは第4項③に定める指名会員の場合はその人柄、法人の場合は社風等がそれに加わります。入会の申込み運営者がその最終承認を行います。その認否を決定する際は会員としての本スパに対する継続的貢献に関する将来性とその可能性が考慮されます。</p> <div><b>第3項</b></div> <p>本スパの会員の種別は下記の通りとします。 ①個人会員 ②家族会員 ③法人会員 ④名誉会員 ⑤外交官会員 ⑥レジデンシャル会員</p>	<div><b>②家族会員</b></div> <p>家族会員は、個人会員の配偶者もしくは一親等以内の親族で年齢満18歳以上の個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。家族会員には、本スパ会則および諸規定の定めるところにより、本スパを自由に利用する権利があります。個人会員が会員資格を失う時には、その家族会員も資格を失います。</p> <div><b>③法人会員</b></div> <p>法人会員は、法人を対象とし、当該法人がその会員資格を有します。法人会員には、その法人に所属する年齢満30歳以上の個人1名を指名会員(以下「指名会員」といいます。)として指名していただきます。指名会員には、本スパ会則および諸規定の定めるところにより、本スパを自由に利用する権利があります。</p> <div><b>④名誉会員</b></div> <p>名誉会員は、年齢満30歳以上の個人を対象とし、一般社会ならびに国際社会においてその貢献が広く認められている個人を、スパ所有者および運営者が適宜本スパの振興を目的として独自に招聘する会員です。名誉会員には、本スパ会則および諸規定の定めるところにより、本スパを自由に利用する権利があります。</p> <div><b>⑤外交官会員</b></div> <p>外交官会員は、年齢満30歳以上の日本および海外に在住する各国の大使ならびに特使個人および配偶者を対象とし、スパ所有者および運営者が本スパの国際親睦ならびに交流を目的とし、独自に招聘する会員です。外交官会員には、本スパ会則および諸規定の定めるところにより、本スパを自由に利用する権利があります。</p> <div><b>⑥レジデンシャル会員</b></div> <p>レジデンシャル会員は、スパ所有者が所有・賃貸または管理・運営する住宅でスパ所有者が指定する住宅(以下「Mori Living」といいます。)に居住する年齢満18歳以上の個人であり、かつ、Mori Livingの施設の一つとして本スパを利用することを認められた居住者個人を対象とし、当該個人が会員資格を有します。レジデンシャル会員には、本スパ会則ならびに諸規定(なお、レジデンシャル会員については、「ヒルズスパ レジデンシャル会員規則」その他のスパ所有者が定める本スパに関する規則も含みます。以下同じです。)の定めるところにより、本スパを自由に利用する権利があります。</p>	
	<div><b>第5項</b></div> <p>運営者は、上記以外の会員の種別を設けることができます。また、現在および将来の会員の種別およびその内容ならびに条件を決定することができるものとします。</p>	
<b>第7条</b> (会員資格承認申請と入会手続)		
<div><b>第1項</b></div> <p>会員資格承認を申請するには、細則に定められた手続きに従い、入会審査を受けなければなりません。</p> <div><b>第2項</b></div> <p>運営者は、入会申請者の入会を承認し、または入会を不承認とすることができます。承認しない場合はその理由を示さないものとします。</p> <div><b>第3項</b></div> <p>入会申請者(名誉会員、外交官会員、レジデンシャル会員を除く。)は、運営者の最終承認を得た後、細則に定められた入会金、入会預託金および年会費を支払うことが必要となります。但し、入会が年度の期中である場合は残存の月数に応じた金額とします。</p> <div><b>第4項</b></div> <p>前項に基づき、入会に必要な一切のご入金がなされたことを運営者にて確認し、細則に定める入会に関わる書類一式を受領した時点で、正式に入会したものと認めます。以降は会員として本スパの利用およびすべての権利を享受いただけます。</p>		
<b>第8条</b> (入会金・入会預託金)		
<div><b>第1項</b></div> <p>前条第3項により支払われた入会預託金は、本会則および細則に従い、退会時に返還されますが、入会金は一切返還されません。</p> <div><b>第2項</b></div> <p>入会預託金には一切の利息を付しません。</p> <div><b>第3項</b></div> <p>入会預託金を支払われた会員には、会員氏名、その会員資格の種別と入会日、その会員が支払った入会預託金の金額を記載した、入会預託金預り書が運営者から交付されます。会員が入会預託金預り書を紛失した場合は、細則に定める手続により再発行いたします。</p>		
<b>第9条</b> (会員カード)		
<div><b>第1項</b></div> <p>すべての会員(法人会員の場合は指名会員)には会員カードが運営者から交付されます。</p> <div><b>第2項</b></div> <p>会員カードには、会員(法人会員の場合は指名会員)の氏名を必ず記載することとし、記名された会員のみが使用できるものとします。会員が本スパを利用する場合は、会員カードを提示しなければなりません。会員が会員カードを紛失または破損した場合は、細則に定める手続きにより再発行いたします。</p> <div><b>第3項</b></div> <p>会員は、第三者に会員カードを貸与することはできません。万一、会員カードの貸与・紛失・盗難その他理由のいかんを問わず第三者が会員カードにより本スパを利用した場合には、その利用代金の支払いを含むすべての責任は、会員にあるものとします。但し、盗難および紛失の事実につき会員より本スパに対し、予め通知がなされている場合にはこの限りではありません。</p>		
<b>第4項</b>		

